

早期審査における審査の質に関する調査・研究

特許第1委員会
第1小委員会*

抄 録 早期審査制度は、早期権利化のための有用な手段であり、早期審査申請件数は年々増加傾向にある。本制度を利用することで審査の着手時期を通常の審査と比べて早めることができ、早期に権利を取得することができるが、その一方で審査結果が早期に得られることに起因して、その審査の質に対する信頼性に不安を抱くユーザも存在する。そこで、本稿では、早期審査における審査の質を通常審査と比較することにより評価し、早期審査制度の実態や課題について検討するとともに、本制度の改善点を提案することで、ユーザにとってより良い制度となるための提言を行うものである。

目 次

1. はじめに
2. 早期審査制度
 2. 1 制度概要
 2. 2 制度の運用および課題
3. 審査の質の評価
 3. 1 審査の質について
 3. 2 特許異議申立からみる審査の質の評価
 3. 3 権利形成過程（審査経過）からみる審査の質の評価
 3. 4 統計的手法による審査経過の評価
 3. 5 評価結果から見た早期審査の実態
4. 考 察
 4. 1 評価アプローチの課題
 4. 2 早期審査制度の運用に関する提言
 4. 3 グローバルな早期権利化における課題
5. おわりに

1. はじめに

特許出願に関する早期審査制度は、一定の要件を満たす出願について申請を行うことにより、審査の着手時期を通常審査と比べて早めることができるものである。特許庁ステータスレポート2018によれば、2017年は、早期審査の申

請から一次審査通知（審査官による審査結果の最初の通知）までの期間は平均2.3か月となっている。また、早期審査の申請件数は年々増加し、2017年は2万件を超えており¹⁾、全審査請求数における早期審査の割合は約8.5%である。このように、早期審査制度は早期権利化を望むユーザによって多数利用されている状況にある。

一方で、審査結果が早期に得られることに起因して、審査の質について不安を抱くユーザも存在する。過去には、審査着手までの期間が短くなると、無効審判の発生率や成立率が上昇するとの報告例もある²⁾。権利者の側に立てば、本制度で付与された権利が質の高いものであることが望ましい。

そこで、本稿では、最近の早期審査における審査の質を適正に評価すべく評価手法について検討し、通常審査と比較することにより審査の質を評価した。また、今回の検討を通じて見出された早期審査制度の実態や課題について検討するとともに、本制度の改善点についても併せ

* 2017年度 The First Subcommittee, The First Patent Committee

て検討した。

本稿は2017年度特許第1委員会第1小委員会のメンバーである、大脇真紀(小委員長,住友化学), 岩佐博之(小委員長補佐,花王), 柴田克幸(小委員長補佐,カシオ計算機), 江原英利 (NTTドコモ), 川口剛史 (パナソニック), 川田将吾 (ソニー), 成瀬由恵(オムロンオートモーティブエレクトロニクス), 藤澤優(ダイセル), 二木智 (サントリーホールディングス), 細谷邦雄 (TOTO), 米田桂子 (三菱電機) が作成したものである。

2. 早期審査制度

2.1 制度概要

早期審査制度とは、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査の着手時期を通常の審査と比べて早める制度である。早期審査を申請した出願の一次審査通知までの期間（以下、FA期間と記す）は、申請から平均2.3か月となっており、全出願のFA期間（2016年度は平均9.4か月）と比較して大幅に短縮されている¹⁾。また、1986年2月の制度開始当初、早期審査の対象は“実施関連の技術”のみであったが、“外国関連（1998年1月）”、“中小企業、個人、大学、公的研究機関等（2000年7月）”、“グリーン関連出願（2009年11月）”、“震災復興支援関連出願（2011年8月）”、“アジア拠点化推進法関連出願（2012年11月）”と順次適用が拡大され、ユーザの早期権利化のニーズに即した要件緩和が行われてきた³⁾。また、上記の要件緩和に加えて、2008年10月からは、一定の要件（『審査着手前』『実施関連技術』『外国関連』『申請前4週間の手続が全てオンライン』の全ての要件充足）の下、スーパー早期審査も行われており、スーパー早期審査制度では、申請から一次審査までを1か月以内で行うことになっている⁴⁾。これら制度の拡充・充実に伴い、早期審査制度

の利用実績も運用開始当初の数万件から、2017年には20,529件にまで増加している¹⁾。

2.2 制度の運用および課題

審査請求がなされており、上記の要件を満たす特許出願であれば、「早期審査に関する事情説明書」を特許庁へ提出することにより早期審査の申請を行うことができる。申請後は、特許庁により早期審査に付すか否かの選定が行われ、選定の結果、早期審査の対象となった案件（以下、早期審査案件と記す）について審査が開始される。担当審査官は通常の場合（以下、通常審査案件と記す）に優先して早期審査案件の審査を行うことになっている。上述した通り、早期審査案件におけるFA期間は平均2.3か月であり、全出願のFA期間が平均9.4か月であることからすると、権利化までの期間短縮へのニーズに即した運用がなされているといえよう。しかしながら、FA期間の短縮はメリットである反面、FA期間を短縮するために、十分に時間をかけて審査ができていないのではないかと懸念がある。また、早期審査の申請が早い段階、例えば出願と同時にされる場合には、その大部分は出願公開前に査定が確定すると考えられる。出願公開されないまま審査が行われるため、早期審査案件には、第三者による情報提供の機会がないまま特許になるものが多数含まれている。このような早期審査制度の背景から、審査の質について不安を抱くユーザも存在する。

権利者の側に立てば、付与された権利が事後的に無効とならない質の高い権利であることが望ましい。特許庁が達成すべき目標には、早期審査（スーパー早期審査含む）に関して審査の質に関する項目はなくFA期間の短縮のみが掲げられている⁵⁾。しかし、やはり早期審査における審査の質の評価に関するユーザの関心は高いものと考えられる。

3. 審査の質の評価

3.1 審査の質について

まず本稿において評価の対象とする審査の質について、ここで明確にする。

審査の質とは、特許審査を経て形成される権利の質を左右する、審査官によりなされる審査の品質を指す。質の高い権利とは、瑕疵のない権利（本稿においては、特許法第123条第1項に列挙される無効理由のうち、特許審査にかかるいわゆる特許要件に関する無効理由のない権利）をいい、権利成立後にその権利が有効に存続し得るものを指す。質の高い権利が形成される審査を審査の質が高いと表現する。従って、本稿においては審査の質を評価するに際し、権利成立までの期間や、審査官の出願人への対応の仕方等は考慮しない。

3.2 特許異議申立からみる審査の質の評価

特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図る制度として特許異議申立制度がある。異議申立により取消となった特許は、瑕疵ある特許であったといえ、審査の質が低いといえる。そこで、特許査定後に異議申立が行われた案件を調査対象として分析することにより、早期審査における審査の質を評価することを試みた。調査対象は異議申立制度が開始された2015年4月からの2年間に異議申立が行われた案件とした。

表1に示すように、異議申立が行われた案件に占める早期審査案件の割合は24.5%であった。2016年の総審査請求件数(240,455件)に占める早期審査請求件数(19,492件)の割合が8.1%（特許行政年次報告書2017年版）であることからすると、異議申立が行われた案件に占める早期審査案件の割合は際立った高さと言える。

表1 異議申立が行われた案件に占める早期審査の割合

異議申立日	通常審査 (件)	早期審査 (件)	合計 (件)	早期審査 率 (%)
2015年4月1日～ 2016年3月31日	482	149	631	23.6%
2016年4月1日～ 2017年3月31日	953	317	1,270	25.0%
総計	1,435	466	1,901	24.5%

このことから、一見すると、早期審査は通常審査に比べ審査の質に課題があるようにも捉えられる。しかし、早期審査案件は、特に出願人が早期権利化を望むものであるから、その発明が現在または近い将来のビジネスに大きな影響を与える重要性を備えたものであると思われる一方で、ビジネス上競合する第三者としては権利化されたくない案件であると想像することは難しくない。このように早期審査案件は特殊性を有するものであるとの状況下、上述の通り、早期審査制度を利用することにより、出願公開前に審査が行われ、第三者に情報提供する機会が与えられないまま特許査定となる案件が少なくない。このような理由から、第三者として早期審査案件に対して異議申立制度を積極的に活用することは、当初異議申立制度の制定趣旨に適うところであり、異議申立が行われた案件に占める早期審査案件の割合が高いことは当然の帰結ともいえる。

表2に、異議申立制度が開始された2015年4月からの2年間に異議申立が行われた案件のうち、異議の決定および確定登録通知がなされた案件の内訳を示す。

権利の維持率については、審査が通常審査であったか早期審査であったかで大差は見られない。この結果から、早期審査案件だからといって、瑕疵のあるまま特許となったというわけではなく、通常審査と比較して早期審査の質は低くはなっていないと考えられる。

表2 異議決定および確定登録通知がなされた案件の状況 (2018年4月時点)

異議申立の結果	通常審査 (件)	早期審査 (件)	合計 (件)
権利維持	441	134	575
付与後異議による抹消	36	11	47
総計	477	145	622
維持率	92.5%	92.4%	92.4%

ただし、先にも述べたように、早期審査案件は権利者にとって重要性の高い案件であることが推測され、競合である第三者によりなされた異議申立に対し、通常の審査案件と比べて権利者側も特許取消とならないようにしかるべき対応を行った結果、維持率が高く保たれている可能性もある。これらの事情は、異議申立の審理過程における具体的な解析を行う必要があり、今後の調査課題である。

以上のように、異議申立案件の維持率に着目した審査の質のオーバービューでは、早期審査が通常審査に対して質は低下していないとの結論であるが、確認的に、権利形成過程（審査経過）に着目して早期審査の質の検証をさらに行うこととした。

3.3 権利形成過程（審査経過）からみる審査の質の評価

次に、早期審査案件および通常審査案件についてそれぞれの審査経過（拒絶理由通知の有無や、その内容等）を統計的に比較することで、審査の質を評価することを試みた。

2012年～2016年の各年特定月の第1週に審査請求された特許出願（分割出願を除く）からランダムに1,000件抽出し、計5,000件（5年分）を1群とした。特定月としては2月、6月および10月を選択し、合計3群（15,000件）とした。各群についてそれぞれ調査を行い、3群の平均値を算出した。

表3 評価対象案件における査定結果

審査種別 審査時期	件数 (件)	特許査定 (%)	拒絶査定 (%)	査定なし (%)
公開前	199	90.6	8.9	0.5
公開後	139	85.9	13.4	0.7
通常審査	4,662	71.5	21	7.5

早期審査案件および通常審査案件のそれぞれにおける査定率について調査した結果を表3に示す。早期審査案件における特許査定率は通常審査案件における特許査定率を10%以上上回っており、特に出願公開前に審査されている早期審査案件における特許査定率は90%を超える高さであり、一見すると緩い判断により審査の質が低下しているように見える。

しかし、2.2で述べた通り、早期審査案件には出願公開前に審査されているものが少なからず含まれ、出願公開前に拒絶査定が確定した案件、および拒絶理由通知書の内容を見て権利化は困難であると判断され、取下げまたは放棄された案件については、統計上現れないことを考慮する必要がある。

実際に、特許庁が公表しているデータと商用データベース（NRIサイバーパテントデスク2）で検索できるデータを比較してみると、両者の審査請求件数が一致していないことが確認された（表4）。

商用データベースに蓄積されているのは公開特許公報が発行されている出願であるとする、商用データベースで検索される審査請求件数には、出願公開前に出願が取下げ、放棄されるか、拒絶査定が確定した出願は含まれていないと考えられる。したがって、特許庁が公表している全審査請求件数から、商用データベースで検索される審査請求件数を引くことにより、おおよその「審査請求後、出願公開前に出願が取下げ、放棄されるか、拒絶査定が確定した出願」（以下、公開前取下げ出願と記す）の件数

表4 特許庁公表データと商用データベースの審査請求件数の乖離状況

区分	データ分類	2013年	2014年	2015年
全件	①特許庁が公表している全審査請求件数	240,188	245,535	241,412
	②商用データベースで検索される審査請求件数	238,128	243,988	240,295
	③公開前取下げ出願件数(①-②：推測値)	2,060	1,547	1,117
	④取下げ率(③÷①：推測値)	0.9%	0.6%	0.5%
早期審査	①特許庁が公表している全審査請求件数	15,107	17,086	17,511
	②商用データベースで検索される審査請求件数	14,326	16,214	16,447
	③公開前取下げ出願件数(①-②：推測値)	781	872	1,064
	④取下げ率(③÷①：推測値)	5.2%	5.1%	6.1%

を把握することができる。

早期審査を含む全審査、および早期審査のみのそれぞれについて、特許庁が公表している全審査請求件数（表4の①）、商用データベースで検索される審査請求件数（表4の②）、公開前取下げ出願件数（表4の③）および取下げ率（表4の④）に着目すると、全審査における取下げ率は1%以下と推測されるのに対して、早期審査における取下げ率は5%以上と推測され、早期審査における取下げ率は、全審査における取下げ率に比べて高いことがわかった。このように、早期審査案件には公開前取下げ出願が多数含まれていることが推測されるが、出願公開されていない案件については審査経過を見ることができないため、全早期審査案件を母集団として統計的手法により早期審査の質を評価することは適切でないことがわかった。

そこで、調査対象を登録された特許出願に絞り、早期審査案件および通常審査案件のそれぞれについて審査経過を統計的手法により分析することにした。これにより、公開前取下げ出願の影響を考慮することなく、早期審査案件と通常審査案件との比較を行うことができると考える。

3. 4 統計的手法による審査経過の評価

次に、3. 3の3群の案件のうち登録された出願に絞ってそれらの審査経過を分析した。早期審査と通常審査とは、FA期間の差はあれ、均質な審査がなされるべきであるから、調査対象件数を多くすれば審査経過の統計的な評価の結果は同等となると考えられる。そこで、早期審査案件と通常審査案件とのそれぞれの審査経過を統計的に評価し、結果に差異がないか確認することを試みた。

まず、早期審査案件および通常審査案件のそれぞれにおける拒絶回数の比較を行った。結果を表5に示す。

表5 拒絶回数の比較

審査種別	件数(件)	拒絶回数(%)			
		0回	1回	2回	3回以上
早期審査	300	27.6	54.6	15.6	2.2
通常審査	3,332	16.8	65.7	16.2	1.3

早期審査案件では一度も拒絶理由通知を受けずに特許査定（いわゆる「一発登録」）となっている割合が27.6%と、通常審査案件での16.8%に比べて高かった。この結果からは、一見すると、早期審査の質に問題があるように見える。

しかし、出願人が重要な発明について周到に準備したうえで出願し、早期審査を申請していることや、ファミリー内で他(国)の審査による特許性についての見解(国際調査報告書等)があり、拒絶理由通知を受けずに特許になる可能性が高い案件を早期審査の対象として選択し、申請している可能性がある。

そこで、出願人が国際調査報告書(以下、ISRと記す)の内容を参酌して審査請求を行っているか否かについてさらに調査を行った。

実際に出願人がISRの内容を参酌したか否かを知ることは不可能であるため、ここでは、PCT国際出願日の3か月後にはISRが発行されてい

ると仮定して、出願人がISRの内容を参酌して審査請求を行うことが可能な状況か否かで、ISRの内容を参酌したか否かを判断した。即ち、PCT国際出願日の3か月後を基準として、審査請求日がそれ以降であれば、ISRの内容を参酌して審査請求を行ったと判断した。出願人がISRの内容を参酌して審査請求を行っている案件をISR有、対応PCT国際出願がないか、ISRの内容を参酌せずに審査請求を行っている案件をISR無とし、早期審査案件および通常審査案件のそれぞれにおいて、ISRの有無と一発登録との関係について調査した結果を表6に示す。

表6 国際調査報告の有無と一発登録率の関係

審査種別	ISR有無	件数 (件)	一発登録 (%)
早期審査	有	124	41.5
	無	176	17.8
通常審査	有	1,017	13.7
	無	2,315	18.1

早期審査案件300件のうち、ISR有は124件 (41%) であり、そのうちの41.5%が一発登録となっていた。しかし、早期審査案件でもISR無の場合の一発登録率は17.8%であり、通常審査案件のISR無の一発登録率 (18.1%) と大きく変わらない。

このことから、早期審査の要件の一つである外国関連出願に該当する案件では、出願人はISRに基づいて特許性 (権利化可能性) を判断したうえで早期審査を申請することにより、効率的に権利化を行っていることが窺えた。

そこで、以下では、ISRに基づいて特許性を判断したうえで審査請求を行っている可能性のある出願を除くため、ファミリーにPCT国際出願がある案件を対象から除いて再度調査を行った。また、補正の有無による影響を確認するため、一次審査通知 (以下、FAと記す) 前に補正が行われた案件を除いた場合についても同様に調査を行った。

表7 ファミリーにPCT国際出願がない案件の拒絶回数の比較

審査種別	件数 (件)	拒絶回数 (%)			
		0回	1回	2回	3回以上
早期審査	145	15.0	61.5	20.0	3.4
通常審査	2,283	18.0	66.4	14.8	0.8

表8 ファミリーにPCT国際出願がなく、FA前補正のない案件の拒絶回数の比較

審査種別	件数 (件)	拒絶回数 (%)			
		0回	1回	2回	3回以上
早期審査	101	13.2	61.1	22.4	3.3
通常審査	1,979	18.6	65.9	14.7	0.9

早期審査案件および通常審査案件それぞれにおける拒絶回数の比較を行った結果を表7および表8に示す。ファミリーにPCT国際出願がない案件における一発登録 (拒絶回数が0回) 率は、早期審査案件で15.0%、通常審査案件で18.0%であった。また、FA前に補正が行われていない案件においても、一発登録率は早期審査案件で13.2%、通常審査案件で18.6%となり、早期審査案件における一発登録率は、通常審査案件と比べやや低い結果となった。この結果によれば、早期審査の審査品質に特段の問題は見当たらない。

さらに詳細に検証するため、拒絶理由の内容について調査を行った。具体的には、先行技術文献に基づく29条系 (29条第1項、第2項) の拒絶理由および記載要件に関する36条系 (36条第4項第1号、第6項第1号、第6項第2号) の拒絶理由が指摘された件数について調査を行った。結果を表9および表10に示す。

表9 ファミリーにPCT国際出願がない案件の拒絶理由の内容比較

審査種別	件数 (件)	一発登録 (%)	36条系のみ (%)	29条系を含む (%)	その他 (%)
早期審査	145	15.0	15.7	65.0	4.4
通常審査	2,283	18.0	13.7	66.1	2.3

表10 ファミリーにPCT国際出願がなく、FA前補正のない案件の拒絶理由の内容比較

審査種別	件数 (件)	一発登録 (%)	36条系 のみ(%)	29条系 を含む(%)	その他 (%)
早期審査	101	13.2	17.8	66.3	4.0
通常審査	1,979	18.6	13.5	66.0	1.9

以下、記載不備拒絶の側面、文献拒絶の側面から順に検討する。

(1) 記載不備拒絶の側面

早期審査制度は、当然のごとく早期に権利を確定させることに意義がある。このような制度趣旨に即した運用とするため、早期審査においては文献拒絶のように先行技術文献調査や先行技術文献に基づく拒絶理由についての検討に要する時間が不要な36条系の拒絶理由のみが指摘されることが、ユーザとして懸念される。

この点に関し、本調査結果によると、36条系の拒絶理由のみが指摘された案件の割合は、早期審査案件で15.7%（FA前補正なしの場合17.8%）であり、通常審査案件の13.7%（FA前補正なしの場合13.5%）と比較してやや高いものの大きくは変わらないという結果が得られた。また、その拒絶理由の具体的内容によって審査の質に差がないか評価すべく、早期審査案件で36条系の拒絶理由のみが指摘された案件からランダムに案件を抽出し、その拒絶理由の内容を精査したところ、簡易な記載不備（例えば、「前記」抜けや誤字脱字等の軽微な誤記）の指摘が通常審査案件に比べ多いという傾向は確認されなかった。

以上のように、早期審査において、早期権利化に伴う代償として審査の質が低下するとの懸念は、記載不備拒絶の観点からは否定されると考える。

(2) 文献拒絶の側面

権利の安定性のため、先行技術文献の抽出は

最も重要である。権利化後の予期せぬ文献の発見により権利範囲が変動したり、権利が取り消されたりすることは、特許発明を実施するユーザにとって事業上大きな打撃となるためである。

そこで、29条系の拒絶理由が指摘された案件（表9および表10の29条系を含む参照）について早期審査案件、通常案件で状況を確認すると、早期審査案件65.0%（FA前補正なしの場合66.3%）に対して通常審査案件66.1%（FA前補正なしの場合66.0%）であり、早期審査か否かで傾向の相違は見られなかった。

このことから、文献拒絶の側面では、早期審査においても通常審査と変わらない質が担保されており、早期審査であっても十分な先行技術文献調査が行われ、先行技術文献に基づく拒絶理由についての検討がその審査の中で実施されていることが窺えた。

以上のように、早期審査において、早期権利化に伴う代償として審査の質が低下するとの懸念は、文献拒絶の割合を指標とした統計的観点においても否定されると考える。

3. 5 評価結果から見えた早期審査の実態

3. 2における異議申立に着目した早期審査の質のチェック、3. 3～3. 4における権利形成過程に着目した早期審査の質のチェックのいずれについても、早期審査が通常審査に対して質が低下することを示すデータはなく、統計上同等の質であることが明らかになった。

4. 考 察

4. 1 評価アプローチの課題

今回の評価において、早期審査の質と通常審査の質との統計上の差はほぼないことが明確になった。

一方、実質的な差については、個々の拒絶理由の内容を確認して統計処理することが現実的

に困難であることから、深く検証するまでには至っていない。従って、統計上は文献拒絶の割合が早期審査と通常審査とで同程度であったとしても、その拒絶理由が適切か否か、例えば主引用文献と副引用文献との組み合わせが適切か否かなどについては評価できておらず、早期審査の質と通常審査の質とに実質的にも差がないかどうかについては今後の検討課題である。

4. 2 早期審査制度の運用に関する提言

今回、審査の質を評価するに際し、大きな障害となったのが、早期審査案件には公開前に審査が完了してしまう案件が多く含まれるために、出願公開前に出願が取下げ、放棄されるか、拒絶査定が確定した出願については、その存在自体を把握できない点である。さらに、「早期審査に関する事情説明書」は、インターネットでは公開されておらず内容を確認するためには閲覧請求が必要であり、出願人から審査官にもたらされている先行技術情報を、第三者が容易には確認できない状況となっている。

また、出願公開前に出願が取下げ、放棄されると出願公開されないことを利用し、早期審査で指摘された拒絶理由を克服したものを新規出願として再出願するなどの対応が可能となっている。この点は、出願人にとっては早期審査制度を利用するメリットであり活用方法のひとつである一方で、第三者側に立つとデメリットと考えられる点でもある。なぜなら、再出願されたものであることを第三者が知る術はなく、前の審査で指摘された拒絶理由の内容を知ることができないため、これを監視する第三者が十分な情報を得られずに、不利益を被るおそれがあるからである。このような理由から、早期審査制度は、通常審査に比して、出願人（権利者）の利益と第三者の利益とのバランスを欠く制度となっているのではないかと懸念するユーザも存在する。

以上の点から、早期審査のメリットを享受する上で、審査がなされた早期審査案件は、それが公開前に取下げ、放棄されたものであっても所定の時点で出願人が提示した文献や審査経過を公開する等、出願人（権利者）の利益と第三者の利益とのバランスを考慮した運用となるように検討する必要があるのではないかと考える。

4. 3 グローバルな早期権利化における課題

企業活動のグローバル化に伴い、外国でも特許権を取得する必要性が高まっている。外国で早期に権利を取得する手段として特許審査ハイウェイの利用が挙げられる。より早く外国で権利を取得するために、まず日本国において早期審査制度を利用して早期に権利化を達成し、その審査結果を用いて特許審査ハイウェイの審査フローに乗せて対応外国出願が審査されるようにして、グローバルに早期権利化を目指す出願戦略をとることもあろう。早期審査制度を利用した出願における審査結果が外国でも通用すれば、グローバルな早期権利化の達成が期待できる。今回の評価では、早期審査と通常審査とで審査の質に統計上の差がないことまではわかったものの、日本の早期審査の結果が外国でも通用するの否かという観点からの審査の質の評価はできていない。早期審査制度を利用して外国でも早期に権利を取得するには、早期審査の結果が外国の審査においても通用することが不可欠であり、どの程度通用するかを検証する必要があると考える。また、このような検証を行うことにより、現状の早期審査における課題を明確にすることができれば、特許庁が目指す「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に近づくことができるものと考えられる。

5. おわりに

早期審査制度は早期権利化に係るメリットを享受できる一方で審査結果が早期に得られるこ

とに起因して、その審査の質に対する信頼性に疑義を持つユーザが少なからず存在する。しかしながら、今回我々が行った異議申立に基づく検証、審査経過からのアプローチによる早期審査と通常審査との比較検証によれば早期審査と通常審査とでその審査の質に統計上の差がないことが明らかとなった。したがって、本制度は早期権利化を図るための有益な手段として今後ますます活用されることが予測される。

ところで、特許審査時に他国の審査による特許性についての見解が存在する場合には、審査官が当該見解を確認し、また参考にして審査を行うことは、特許権の安定性を高める方向に向かわせることとなり、推奨されるべきことであると考えられる。しかしながら、3. 4における「表6 国際調査報告の有無と一発登録率の関係」で示したように、早期審査案件において、ISRの内容を参酌して審査請求していると考えられる案件の方が、ISRの内容を参酌せずに審査請求していると考えられる案件に比べて一発登録率が圧倒的に高い。この要因については、今回の調査において詳細に検討することができなかったが、早期審査における審査の質を評価するうえでは、補正の有無などを考慮しつつ検討する必要があると考える。

そして、早期審査制度が我々の提唱した第三者利用の観点を今後さらに充足し、ユーザにおける利用価値をさらに向上させ、価値の高い制度となることを希望して止まない。

注 記

- 1) 特許庁、特許庁ステータスレポート2018, pp.37-39, 2018年3月
- 2) 一般財団法人 知的財産研究所、我が国における産業財産権の出願行動等に起因する経済成長に関する分析調査報告書, pp.25-64, 2013年3月
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/keizai_yakuwari/report_h24.pdf
- 3) 特許庁ホームページ、特許出願の早期審査・早期審理について, 2017年3月27日
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm
- 4) 特許庁、特許行政年次報告書2017年版, p.114, 2017年6月29日
- 5) 経済産業省ホームページ、平成30年度において特許庁が達成すべき目標について, 2018年3月
http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/30fy-mokuhyou/30fy-mokuhyou-kagami.html

(URL参照日は全て2018年6月26日)

(原稿受領日 2018年6月29日)